

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 31 年 / 月 24 日

申請者 氏名又は名称 イエ・ミズコウボウソウラクカブシキガイシャ 家・水工房創楽株式会社  
 住所 奈良市五条町17番28号  
 代表者氏名 ダイゴウトリシマリアク サカキ ススム 代表取締役 榎 進  
 電話番号 0742-35-0645  
 FAX番号 0742-93-7714  
 メールアドレス souraku\_koubou@yahoo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 31 年 1 月 24 日

申請者 氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

家・水工房創 楽株式会社

〒630-8032 奈良県奈良市五条町17番28号

TEL 0742-35-0645 FAX 0742-93-7714

代表取締役 榊

進



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ダイヒョウトリシマリマク 代表取締役	サカキ ススム 榊 進
事業の範囲	給水装置工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	家・水工房創楽 株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8032 住所 奈良市五条町17番28号 電話番号 0742-35-0645 FAX番号 0742-93-7714 メールアドレス Souraku-Koubou@yahoo.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
林申 進	第 39130号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 機 械 器 具 調 書

平成 31 年 1 月 24 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切鋸		2	
	コンクリートカッター		2	
	パイプカッター		1	
管の加工用の 機械器具	やすり		2	
	パイプねじ切り器		1	
接合用の機械器具	トーチランプ		1	
	パイプレンチ		1	
	ガス溶接機		1	
	電気溶接機		1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、  
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成31年1月24日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

家・水工房 創 楽株式会社

〒630-8032 奈良県奈良市五条町17番28号

TEL 0742-35-0645 FAX 0742-93-7714

代表取締役 榊

進 印



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



# 履歴事項全部証明書

奈良市五条町17番28号  
家・水工房創楽株式会社

会社法人等番号	1500-01-019266
商号	家・水工房創楽株式会社
本店	奈良市五条町17番28号
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	平成26年6月16日
目的	1. 建設業、土木建築工事の請負ならびに企画、設計、施工、監理 2. 住宅の増改築、建替え及び住宅リフォーム 3. 産業廃棄物収集運搬業ならびに産業廃棄物処理業 4. 不動産の所有、売買、賃貸借、仲介及び管理 5. 前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	500株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 榊 進  奈良市五条町17番28号 代表取締役 榊 進
登記記録に関する 事項	設立  平成26年 6月16日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成31年 1月16日

奈良地方法務局  
登記官

菊池寛之





# 定 款

商号 家・水工房創楽株式会社

この写しは原本と相違ないことを証明します。

平成31年1月24日

家・水工房創楽株式会社

〒630-8032 奈良県奈良市五条町17番28号

TEL 0742-35-0645 FAX 0742-93-7714

代表取締役 榊

進





# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、家・水工房創楽株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設業、土木建築工事の請負ならびに企画、設計、施工、監理
2. 住宅の増改築、建替え及び住宅リフォーム
3. 産業廃棄物収集運搬業ならびに産業廃棄物処理業
4. 不動産の所有、売買、賃貸借、仲介及び管理
5. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県奈良市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、500株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社が発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。



(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

### 第3章 株 主 総 会

(招集及び招集権者)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(議 長)

第11条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決 議)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。



## 第4章 取締役

(取締役の員数)

第14条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第15条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第16条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表権)

第17条 取締役を2名以上選任した場合は、そのうち1名を取締役の互選により代表取締役と定め、その者を社長とする。取締役が1名の場合は、その者を社長とする。

(取締役に対する報酬等)

第18条 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第19条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第20条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第 21 条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

## 第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第 22 条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金 5 0 0 万円とする。  
2 当社の成立後の資本金の額は、金 5 0 0 万円とする。

(最初の事業年度)

第 23 条 当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成 2 7 年 5 月末日までとする。

(設立時の役員)

第 24 条 当社の設立時取締役及び代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	榊 進
設立時代表取締役	榊 進

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第 25 条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

住所	奈良県奈良市五条町 1 7 番 2 8 号
氏名	榊 進
普通株式	1 0 0 株 5 0 0 万円 (1 株につき 5 万円)

(法令の準拠)

第 26 条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。





以上、家・水工房創楽株式会社の設立のため、発起人榊進の定款作成代理人である行政書士木田和宏は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成26年6月1日

発 起 人 榊 進

上記発起人の定款作成代理人  
奈良県奈良市三条町554  
行政書士事務所マスタープラン  
行政書士 木田 和宏





## 同一の情報の提供

提供の日付： 平成26年6月9日

公証人： 酒井 徳矢 

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場  
奈良市内侍原町6番地  
奈良県林業会館ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 14-1401000602001151

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 酒井 徳矢

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場  
奈良市内侍原町6番地  
奈良県林業会館ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

第三九一三〇号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 榊 進

昭和二十九年十一月十日生

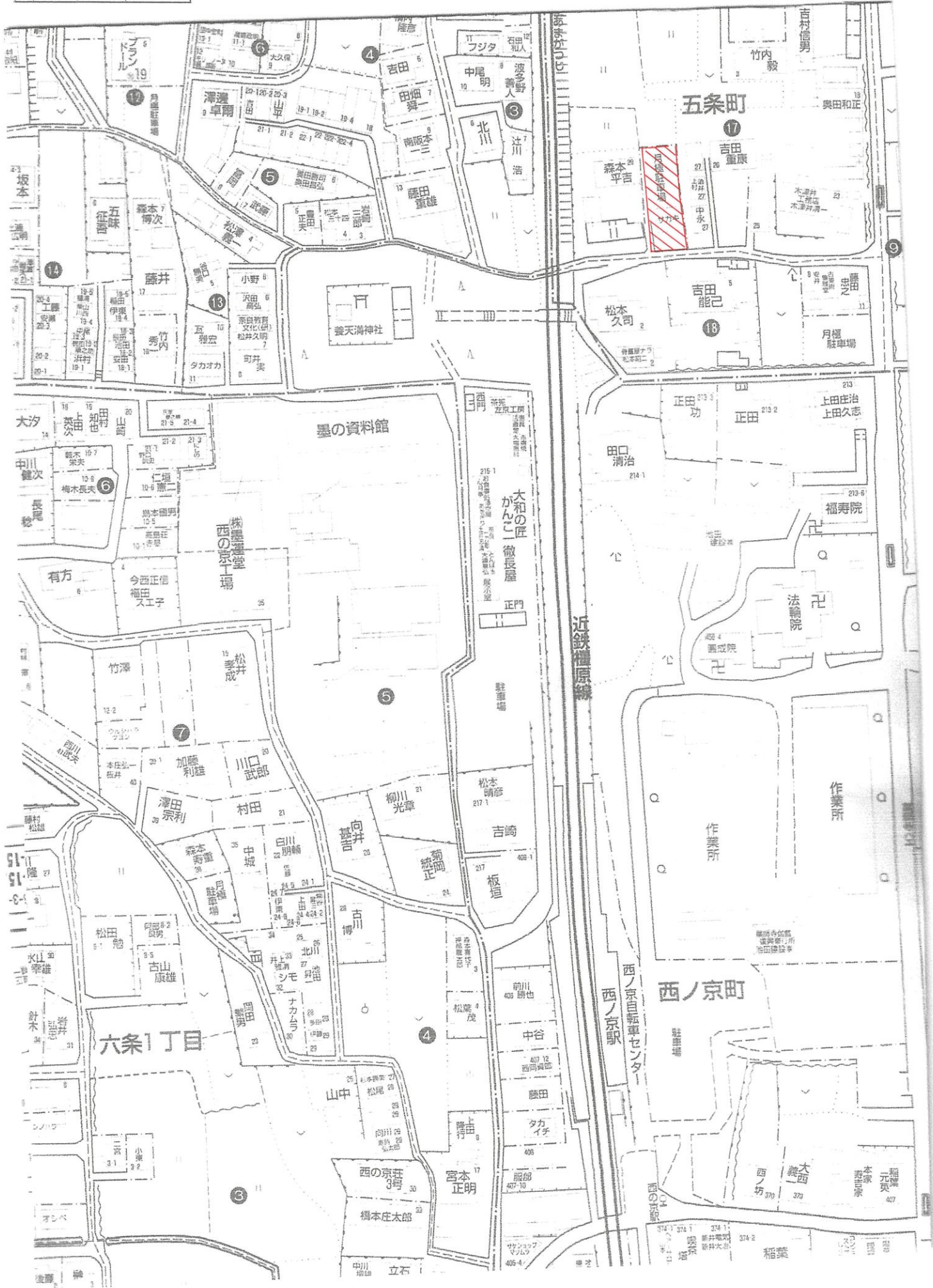
水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎

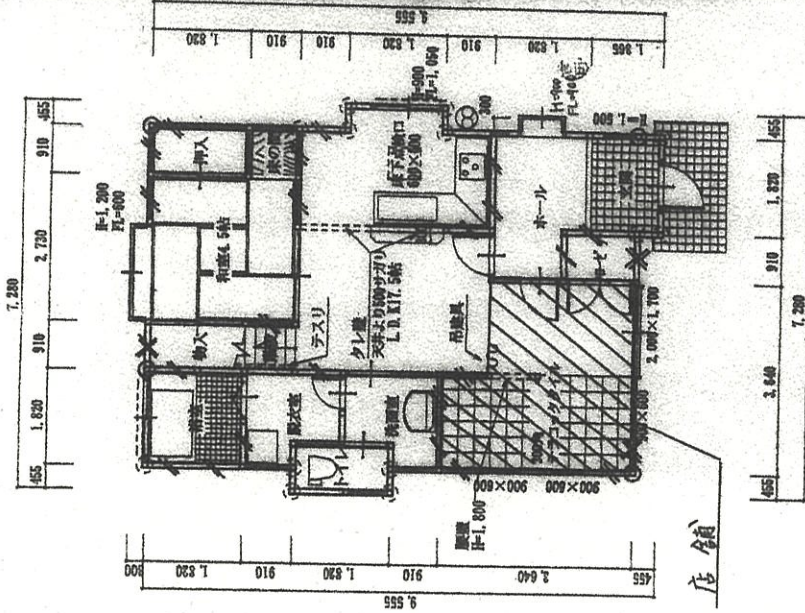


付近見取図

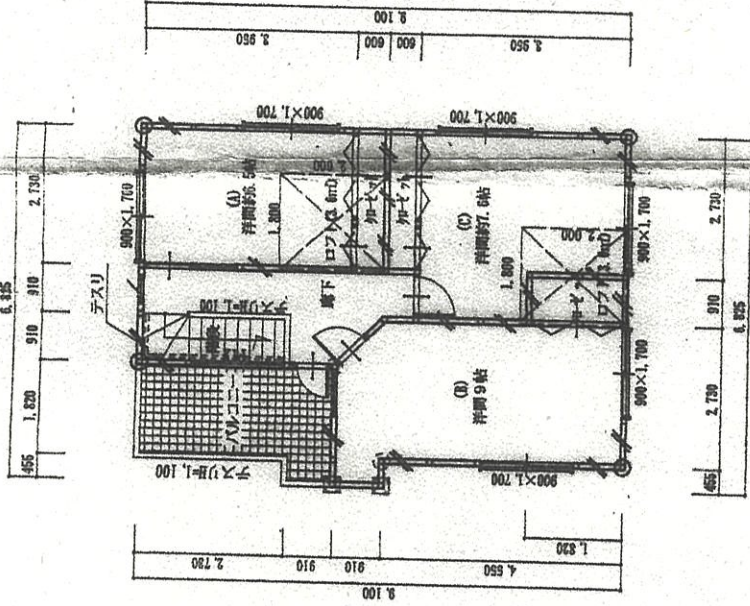




店舗の平面図



1階平面図 S:1/100



2階平面図 S:1/100



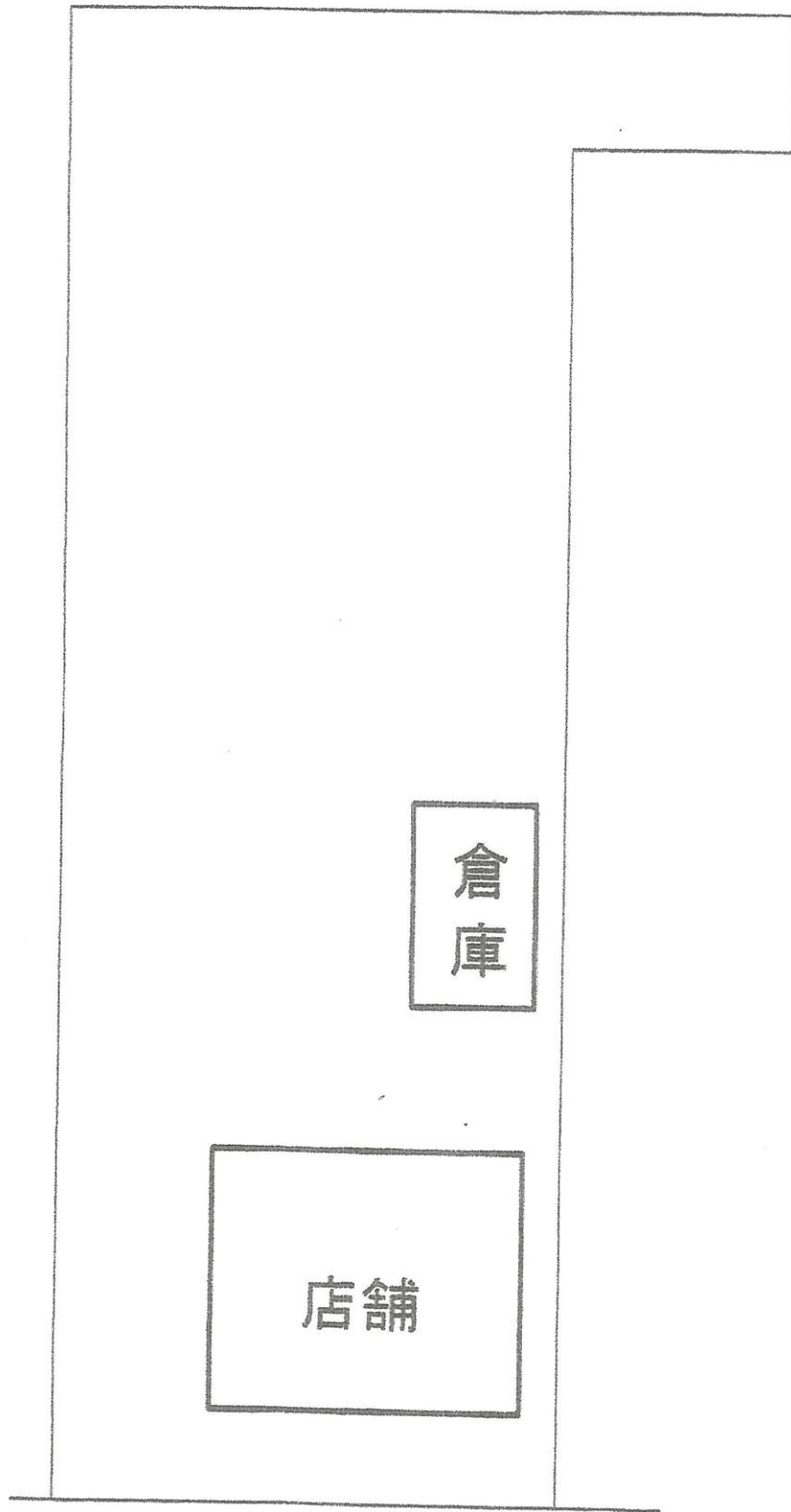
工事名		積		面積		階		延床面積	
積邸新築工事				60.45m <sup>2</sup>		建築面積		60.45m <sup>2</sup>	
図面名		1階平面図, 2階平面図		S=1:100					
2階建築士奈良県2759号		吉田建築設計事務所		吉田 彰博					
①	通柱を示す 120×120	*小建業換気措置 0.30×0.50×2=0.30>51.75×1/300=0.17		*内装制限 (L.D.K) 天井:強化石膏ボード①12		和室		L.D.K	
②	間柱補強箇所を示す	*階段 有架橋:75.00cm/端部:23.75cm/端上:21.53cm		*下階と二階のロス 石畳ボード①15 不燃物1003号		洋間(A)		洋間(B)	
③	出隅、入隅柱を示す 120×120	*換気 換気量を示す(250m <sup>3</sup> /h)		*換気 令20条の3に定める換気設備		洋間(C)		洋間(C)	
④	筋違いを示す 45×90	*換気 換気量を示す(250m <sup>3</sup> /h)		令20条の3に定める換気設備		L.D.K		L.D.K	
		*換気 換気量を示す(250m <sup>3</sup> /h)		令20条の3に定める換気設備		L		L	
		*換気 換気量を示す(250m <sup>3</sup> /h)		令20条の3に定める換気設備		V		V	
		*換気 換気量を示す(250m <sup>3</sup> /h)		令20条の3に定める換気設備		S		S	







配置図

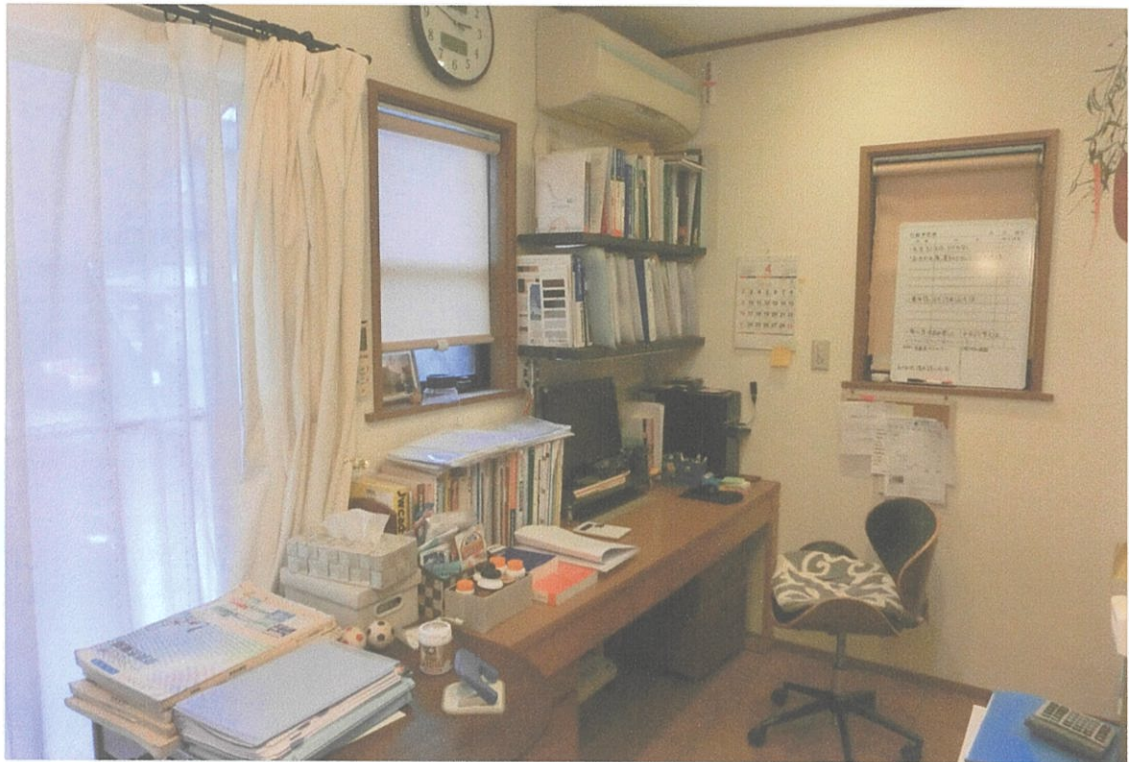


事業所の写真





# 事業所の写真



# 倉庫写真





# 倉庫写真



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 31 年 1 月 24 日

申請者 氏名又は名称 イエ・ミズコウボウソウラクカブシキガイシャ 家・水工房創楽株式会社  
 住所 奈良市五条町17番28号  
 代表者氏名 ダイゴウトリシマリヤク サカキ ススム 代表取締役 榎 進  
 電話番号 0742-35-0645  
 FAX番号 0742-93-7714  
 メールアドレス souraku\_koubou@yahoo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
  - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
  - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
  - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	



様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

〒630-8032 奈良県奈良市五条町17番28号  
届出者 家・水工房創楽株式会社 印  
代表取締役 榊 進  
TEL 0742-35-0645 FAX 0742-93-7714

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	家・水工房創楽株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
榊 進	第 39130号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第三九一三〇号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 榊 進

昭和二十九年十一月十日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎

